

○三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(禁止地域等)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区。ただし、知事が指定する区域を除く。</p> <p>二 一五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(適用除外)</p> | <p>(禁止地域等)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区。ただし、知事が指定する区域を除く。</p> <p>二 一五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(適用除外)</p> |
| <p>第六条 (略)</p> <p>2 一八 (略)</p> | <p>第六条 (略)</p> <p>2 一八 (略)</p> |
| <p>9 公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。</p> | <p>9 公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。</p> |
| <p>10 (略)</p> <p>(広告物景観地区掲出基準の遵守等)</p> | <p>9 (略)</p> <p>(広告物景観地区掲出基準の遵守等)</p> |
| <p>第八条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置が、当該広告物景観地区における景観風致維持基準に適合していないと認めるときは、第五条第一項又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(許可の期間、条件及び更新)</p> | <p>第八条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置が、当該広告物景観地区における景観風致維持基準に適合していないと認めるときは、第五条又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(許可の期間、条件及び更新)</p> |
| <p>第十条 知事は、第五条第一項又は第六条第四項、第五項若しくは第九項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付する</p> | <p>第十条 知事は、第五条又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>ことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(点検義務)</p> | <p>2・3 (略)</p> <p>(点検義務)</p> |
| <p>第十一条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> | <p>第十一条 前条第三項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件について、あらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他安全性等を点検の上、規則で定めるところによりその結果を知事に報告しなければならない。</p> |
| <p>2 前項の点検のうち、規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、これを行わせなければならない。</p> | |
| <p>3 第一項に掲げる者は、第五条第一項又は第六条第四項、第五項若しくは第九項の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、規則で定めるところにより、点検の結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>(変更等の許可)</p> | <p>(変更等の許可)</p> |
| <p>第十二条 第五条第一項又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。</p> | <p>第十二条 第五条又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。</p> |
| <p>2 (略)</p> <p>(管理義務)</p> | <p>2 (略)</p> <p>(管理義務)</p> |
| <p>第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、除却その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(講習会)</p> | <p>第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(講習会)</p> |
| <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 前項の講習会を受けようとする者は、規則で定める科目ごとに、二千円の講習手数料を納付しな</p> | <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 前項の講習会を受けようとする者は、受講する際二千円の講習手数料を納付しなければならない</p> |

| | |
|---|---|
| <p>なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(業務主任者の設置)</p> <p>第二十六条 屋外広告業者は、第二十四条第一項第二号の営業所ごとに前条第一項の講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者（以下「業務主任者」という。）を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 屋外広告士</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>い。</p> <p>3 (略)</p> <p>(業務主任者の設置)</p> <p>第二十六条 屋外広告業者は、第二十四条第一項第二号の営業所ごとに前条第一項の講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者（以下「業務主任者」という。）を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> |
|---|---|